

頭承届達御聽、被仰出候上にて可罷越旨被仰出候。  
(元禄九年)  
八月廿九日

奥村 因幡  
奥村 河内

### 一四 他國他所の罷越候儀御定

覺

一、御家中侍共、末子或兄弟、或不遁浪人手前抱置候者、向後他國の遣候儀、千石以下は其組頭の斷指圖次第可仕事。  
一、千石以上并組頭・物頭・御近習之者共、以組頭寄合所の相斷可受指圖事。

右被仰出候條、可被得其意者也。

寛文四年七月十九日

御國之内にても、泊りがけに他所の罷越候もの於有之は、組頭を以拙子共の相斷、差圖次第可罷越候。左様無之、以後知候は可爲曲事旨被仰出候間、被得其意、各組中急度可被申觸候。恐々謹言。

寛文元年八月十七日

前田 對馬  
今枝 民部

一、御家中面々、向後牢人抱置候ば、書付を以可申斷候。宿を替、又は身代爲才覺他國などへ可罷越候ば、是又書付案内申候様相觸候間、被得其意、御組中可被仰觸候。以上。  
寛文三年六月四日

覺

一、御家中面々煩候刻、湯治御暇於申上は、御扶持人醫師書付を添可上之候。たとへ醫師書付無之といふとも、右醫師誰受指圖候趣可書加事。

一、年中兩度於致湯治は、最前之醫師書付にて斷立可申候。自然病替替においては、其品を書付上可申候。年をへだて令湯治候ば、勿論醫師之書付を取可上之事。

一、於當地本復難仕病人、爲養生上京之御暇申上候は、御扶持人醫師二三人も爲致療治、其上を以書付を取御斷可申上事。

寛文六年九月十七日

覺

一、京都の御使に被遣候もの、并煩爲養生令上京候ものども、於彼地宿請之儀、寄合中より京都河原町御屋敷之者共方の書狀可遣候間、寄合所に可被及斷事。

一、又家中より遣候もの共之儀は、其主人之与頭に相斷、組頭より河原町御屋敷之もの共方の書狀可遣事。

一、組付無之面々之儀は、寄合所に可被相斷事。

右は京都宿請之儀、御屋敷之もの方より御奉行に不申斷候得者、出入有之刻公儀より御構無之故如斯に候間、向後は可被得其意候。以上。

(寛文十二年)  
子七月 日

一、江戸御供に被召連候人々、并御留守詰に罷越候者共せがれ召連相越候砌、且又私用御座候而遣候刻も、達御聽候。伊勢監物せがれ、爲私用去年相越候時分も達御聽候事。  
一、病氣爲養生上京仕候刻達御聽候事。

一、伊勢參宮仕候時分は不達御聽候。人持并頭分も、せがれは其頭迄相達候得ば、年寄中に申聞、遣申候事。

一、御國之内湯治又は用事にて、遠所の罷越候時分は、達御聽不申候事。

右御呢近之せがれ等、御徒・御算用共々様之並迄如此に候。以上。

(元禄三年)  
庚午八月廿七日

御家中子供他國の罷越申時分、様子可申上之旨被仰出候に付、如此跡々之格書上申候間、彌以此通相心得可申旨、奥村因幡覺書被相渡。

元禄三年八月廿七日

參宮仕者、眞實之參宮にて無之、近年猥敷參宮仕候者も有之様被聞召候。參宮之儀に候得ば、御指留被遊儀にては無之候。向後猥敷參宮仕候者有之候ば、其頭に御懸り御不審可被遊候。其節御請可仕様も有之間敷候。此旨急度可申渡旨被仰出候。以上。